

13 環境省(構造特区第26次 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1016040	有害鳥獣(シカ・イノシシ等)の狩猟免許及び狩猟者登録の撤廃	市町鳥獣害防止計画に規定する有害鳥獣(シカ、イノシシ等)を農林漁業者自らが経営(所有)する農林地内に限定して捕獲する場合は狩猟免許の取得及び狩猟者登録を要しないものとする。	当地域においては、シカ、イノシシ等の生息域の拡大により農林業被害が増大してきていることから、防護柵等の設置に多くの経費を要するとともに農林業の経営意欲の減退の一因となっている。また、狩猟免許保持者の減少と高齢化により有害鳥獣の捕獲が年々困難となってきている。そのために農林業経営者が経営(所有)する農林地内において防護柵の設置等による防護とともに、わな猟による有害獣の捕獲し、自らの農林産物は自ら守る努力をすることで、農林業者が経営意欲を取り戻し活発な農林業経営が行われるようになり地域が活性化されるものとする。市町が実施する講習会を受講させることで適切な狩猟方法、捕獲動物の適切な処理方法等を遵守させることができるものとする。ただし、狩猟免許の取得及び狩猟者登録の不要化は、適切な狩猟方法、捕獲動物の適切な処理方法等を遵守させるため、市町等が実施する適切な捕獲と安全に関する知識及び技術についての講習を受講した者で市町が防除従事者として登録した者とし、狩猟方法はわな猟に限るものとする。	自然産業を活かした地域活性化プロジェクト	北但西部森林組合	兵庫県	環境省
1023040	漢方等の抽出残渣に係る産業廃棄物の適用除外	地元製薬会社から排出される薬草、漢方の抽出残渣を堆肥として活用するため、産業廃棄物としての取り扱いから除外する。	地方は、人口減少、高齢化の進展によって自治体をどのように運営すべきかが喫緊の課題となっている。この健康特区構想は、若者に老人を支えてもらうという考えではなく、老人が老人を支えることができる市を構築することにある。また、この構想によって、新たな産業の仕組みができることを目標とする。 生薬残渣にはミネラル分が残っていることから、土壌改良の肥料として活用できる。また、そこから生産される農作物にはこれらが吸収され、一般農作物より食品の効能が期待できる。そこで、産業廃棄物の扱いから除外し、農家が使用できる方を講じたい。	飛驒市健康特区	飛驒市	岐阜県	環境省

13 環境省(構造特区第26次 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1030100	廃棄物系のバイオマス資源の収集・運搬等の許可要件の緩和	一般廃棄物である剪定枝等廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業の実施に際し、事業計画の内容について都道府県知事が関係市町との間で調整を行った上で、主務大臣が事業計画の認定を行った場合には、食品リサイクル法における一般廃棄物の収集運搬業の許可不要の特例と同様に、関係市町村による一般廃棄物の収集運搬業の許可を不要とすること。	<p>提案理由:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内に広く薄く存在する剪定枝等の再生利用を効果的に促進するためには、市町域を超えて収集運搬を集約することが採算面等で合理的であるが、その際に、市町毎に収集運搬業の許可が必要であり、再生利用の取組が進んでいない。 ・また、再生利用指定制度を活用している市町も一部あるものの、大半の市町は剪定枝等を焼却により処理するなど、制度を活用していないのが現状である。 ・このため、規制(市町単位での許可)を緩和することにより、剪定枝等の広域的な連携による再生利用について、収集運搬に取り組もうとする者の意欲が喚起されるとともに、市町の理解が得られやすくなり、剪定枝等の再生利用が一段と促進されるものと考えられる。 		兵庫県	兵庫県	環境省
1030110	狩猟免許試験における試験項目の一部免除	狩猟者の確保を図るため、農林業被害が深刻でかつ狩猟後継者の確保が困難と県が認める地域の居住者のうち、銃猟の免許試験において、銃砲所持許可を有する者について、技能試験の一部(銃器の点検・分解結合等の基本操作)を免除し、受験負担を軽減すること。	<p>提案理由:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県では、狩猟後継者(特に銃猟)の確保が喫緊の課題となっており、平成26年度から有害鳥獣捕獲入門講座、同実践研修等による新規狩猟後継者の育成・確保に取り組んでいる。 ・狩猟免許試験の実施においても、開催箇所の増などの受験者の利便性向上に取り組み、さらに試験実施内容の合理化策として銃砲所持許可を有する者に対する一部試験の免除を求めているものである。 ・既に所持許可を有する者でも銃の基本操作が確実でないことがあるとするのは、その許可を否定することにもなりかねず、所持許可を有する者は基本操作を当然習熟しているものとして一定の評価を行い、本県の提案に沿った取り扱いを検討願いたい。 		兵庫県	兵庫県	環境省